

議案第54号

嘉島町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について

嘉島町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年12月9日提出

嘉島町長 鍋田 平

(提案理由)

複雑・高度化する行政課題や、緊急の課題に対応していくため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）に基づく制度を導入するに当たり、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

嘉島町一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第3項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが

当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 地方公務員法第 26 条の 2 第 1 項又は第 26 条の 3 第 1 項の規定による承認

(2) 嘉島町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年嘉島町条例第 1 号。以下「勤務時間条例」という。)第 17 条の規定による介護休暇の承認

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 19 条第 1 項の規定による承認

(任期の特例)

第 5 条 法第 6 条第 2 項に規定する条例で定める場合は、第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で、第 3 条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。

(任期の更新)

第 6 条 任命権者は、第 2 条の規定により任期を定めて採用された職員の任期が 5 年に満たない場合にあつては、採用した日から 5 年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 任命権者は、第 3 条又は第 4 条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期が 3 年(前条の規定により 3 年を超える任期を定めた場合にあつては、5 年。以下この項において同じ。)に満たない場合にあつては、採用した日から 3 年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

第 7 条 任命権者は、前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員又は短時間勤務職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第8条 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額は、嘉島町一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年嘉島村条例第12号。以下「給与条例」という。）第4条の規定にかかわらず、それぞれの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第4項により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(給与条例の適用除外等)

第9条 給与条例第8条、第9条の2及び第10条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第10条第2項第2号及び第13条第2項の規定の適用については、第10条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「嘉島町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和〇年嘉島町条例第〇号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）」と、第13条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。